

2016年度

埼玉県への政策制度要請

6分野 16項目

I. 総合経済・産業政策

1. 県民の住環境改善のため、以下の施策を講ずること。

(1) 住宅リフォームに対する助成制度を創設すること。

(2) 空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため、中古住宅の購入者に対し、減税措置・金利優遇を充実すること。

<要請の根拠>

住生活・住環境に関する課題は、居住者の少子高齢化や二・三世帯同居とユニバーサルデザイン化、空き家対策と中古住宅の流通、省エネ対策など、多岐にわたっている。

政府が進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子化対策として結婚、出産、子育て支援の中に多子世帯支援、三世帯同居、近居支援が施策の中に盛り込まれた。県は、多子世帯支援については積極的に取り組んでいるが、今後、三世帯同居やユニバーサルデザイン化なども積極的に進めるべきと考える。

これらの課題に対応するためには、県独自の住宅に対する補助や減税措置をおこなうなど、住宅面からの支援を積極的に進めていくべきである。また、住宅購入時の助成制度だけでは範囲が限定されてしまい、住生活・住環境に関する課題解消策としては不十分であり、住宅リフォームに対する県独自の助成制度の創設が必要と考える。

II. 雇用労働政策

1. 国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会や相談窓口の確保をはかること。

<要請の根拠>

若者の労働問題の発生や早期離職をくい止めるために、学生、若者が就職する前に、労働法やワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。その際、現場をよく知る労使の関係者が直接教えることができる場を持つことが有効と考える。

2. 教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、性的指向や性自認に関するきめ細かな対応を図るため、研修の実施や各種相談体制の整備を行うこと。ハラスメントへの対応などを進められるよう体制を整えていくこと。

<要請の根拠>

教育現場など公共サービスの提供現場をはじめ社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する差別の解消が課題となっている。国の第4次男女共同参画基本計画でも第8分野にこうした施策が盛り込まれ、4月1日には文部科学省から教育現場における対応マニュアルが出されるなど、深刻な実態への認識が深まってきている。県においても対応を急ぐ必要があると考える。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 介護離職防止にむけ、介護保険制度の概要や介護休業の使い方の理解促進をはかるため、40歳被保険者となる時点で情報提供をおこなうこと。

<要請の根拠>

総務省「平成24年就業構造基礎調査」によれば、働きながら介護をしている人は10.1万人いる。また離職や転職を希望する労働者の中で介護をしている人は、約42万人にのぼる。高齢化の進行にともない親などの介護のために離職を迫られるケースが増加することは、管理職を含む40～50歳代を中心に、人材の流出につながりかねない。さらに離職期間が長期化すれば、介護終了後に安定した雇用機会を得ることが難しくなる。このような状況下で、国は2020年代初頭までに家族介護を理由とした離職の防止を図る取り組みをしている。しかし「介護サービスの存在・内容を十分に知らない」という理由をあげる離職者も多く、こうした状況を解消していくためには、雇用者に占める介護者の割合が高くなり、介護保険の被保険者として認識が出る40歳時点で、介護に関する情報を企業や労働組合等と連携して提供する必要がある。

2. ケアラー相談を含める支援活動を行っている団体に対し財政等の支援を行うこと。

<要請の根拠>

埼玉県の高齢化は急速であり、介護の潮流は在宅介護へとようになってきており、介護者の心身・経済的負担は増大し、社会的孤立も懸念されている。そのような中、社会的孤立を地域で防ぐ取り組みとして介護者カフェがあり県内では約60ヶ所で開催されている。

今後もこのような市民参加型の「介護者サロン・カフェ」は必要であると考え、ボランティアスタッフの養成研修、運営団体に対する「開催会場」の確保や運営上の財政的支援を自治体で行う必要がある。

3. 介護労働者が職場でトラブルに巻き込まれた場合の相談できる第三者機関を市町村に設置する場合は県が財政措置を講ずること。

<要請の根拠>

介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、介護労働者の離職率は依然として高い。介護労働者の就業継続困難を招いている理由の一つに、介護労働者と利用者間のトラブルがあり、そのことが理由で退職に追い込まれることもある。本来、介護労働者と利用者間のトラブルについては、事業所での解決が望ましいが、実際には事業者が利用者の立場に立つことがあり、介護労働者に責任を強いることもある。しかし、埼玉県には介護労働者と利用者とのトラブルに対する相談窓口がない。また利用者との問題が原因でメンタルヘルスにおちいることもある。以上のことから介護労働者と利用者とのトラブルやメンタルヘルスを含める労働に関する相談についてワンストップで対応できる相談体制（窓口等）を各市町村に設置する必要がある。また設置に向けては埼玉県より市町村に対する財政措置を講ずる必要がある。

4. 末期がん患者や重度障害者等が住み慣れた地域や家庭で最後まで生きるために、医療処置が必要な人を預けることのできる 24 時間の看護体制付「緩和ケア・ターミナルケア」施設を県が推進していくこと。

＜要請の根拠＞

末期がんの人や人工呼吸器などの医療器具をつけた人等に対し既存の老人保健施設や特別養護老人ホームなどでは対応ができてない。また自宅で介護をしている人の場合、精神的・肉体的負担も大きく、共倒れや、介護疲れで命を絶つなどの悲劇がおこっている。このような問題を解決するために、医療処置が必要な人を安心して預かることのできる(ショートステイ等)24時間看護体制の整備された施設があれば、介護をしている人もリラックスできる時間を提供できる場が必要である。

IV. 交通政策

1. 高齢者の自転車利用に対し、道路交通法および自転車乗車に関する安全ルールの周知を徹底し、実技講習や啓発活動・指導などの措置を講ずること。

＜要請の根拠＞

県内における平成 27 年中の交通事故死者数は 177 人であり、前年より 4 人の増加と 4 年ぶりに増加した。また、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の約 46% (前年比+0.7 ポイント) を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約 73% と高くなっている。このような状況に鑑み、高齢者のみなさんが、自分自身、そして周りの安全のために、自転車の乗り方を見直す機会を提供することが非常に重要である。

V. 消費者政策

1. 消費生活相談員の安定的な確保や、さらなる拡充のため、消費生活相談員の雇用形態・処遇について改善を図ること

＜要請の根拠＞

埼玉県においては、消費生活支援センターとして 4 ヶ所を開設し、各市町村においても、隣接自治体へ委託している例もあるが、56 市町村で窓口の開設がされている。

平成 26 年度における相談件数については、県・市町村をあわせると 5 万件を超えている状況となっている。さらに、その内容についてもインターネット詐欺など悪質なものが増えてきており、相談員の負担は大きくなっている。一方で、相談員は高い知識と専門性が求められているにもかかわらず、その雇用形態は有期雇用がほとんどであり、再任を妨げないとしている市町村も多くあるが、不安定雇用である。また、全国データとなるが非常勤職員の相談員の 1 時間あたりの平均報酬額は、5 年間で 35 円しか増額されていない。地方消費者行政のさらなる推進のためには相談員の質の維持、安定的な確保は必須であり、相談員の雇用形態・処遇について改善を図る必要がある。

2. 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底

や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかること

<要請の根拠>

埼玉県警察の発表によれば、埼玉県における平成 27 年中の特殊詐欺の被害は 1,181 件、被害金額は 34 億円を超え、前年に比べて発生件数、被害金額ともに減少したものの、連日のように被害が発生している状況となっている。特殊詐欺の手口としては、従来のオレオレ詐欺、振り込め詐欺だけでなく、還付金詐欺や、プリペイド型電子マネーを利用したもの等、新たな手法による詐欺も発生している。特殊詐欺の被害状況をみると 60 歳以上が 86.4%となっている。

また、消費生活相談センターに寄せられる相談をみても、高齢者社会の進展にともない高齢者からの相談割合は増加傾向にあり、悪質商法についてもその手口は多様化していることから、高齢者や障がい者をはじめとする消費者に対して情報提供・注意喚起が徹底される必要がある。

VI. 教育・子育て政策

1. 平成 27 年 10 月の埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、**教育職員の勤務時間管理のずさんさを是正し、教育職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、生き生きと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。**

<要請の根拠>

平成 27 年 10 月の埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると下記のような記載があり、教育職員の勤務状況の把握により負担軽減につなげていくことは喫緊の課題である。

「人事管理に関する報告」（一部を抜粋）

5 勤務環境等の整備

(1) 職員の勤務時間等

ア 略

イ 略

ウ 学校現場における教育職員の負担軽減

こうした中で、本県の学校現場において、個々の教育職員の勤務状況の把握が十分とは言えない状況も見受けられる。

教育委員会においては、教育職員についても適正に勤務時間を管理することがその責務であることを再認識し、個々の教育職員の勤務日ごとの始業及び終業時刻を確認し、勤務状況を適切に把握することが必要である。

学校現場における教育職員の負担軽減は、職員の健康保持やワークライフバランスの推進に資するだけでなく、教育職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って効果的な教育の推進を図るための環境を整備することにもつながる。そして、教育のより一層の向上や優秀な人材の確保にも資する重要なものである。

2. 学校の相談体制を拡充・充実させ、子どもたちや保護者が心身ともに安心して生活が送れるよう、以下の施策を講じること。

- (1) スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、さわやか相談員等、教員以外の人々のネットワーク体制を充実させ、子どもたちや保護者を支援する体制を構築する事
- (2) 「スクールカウンセラーの常駐体制の早期実現は困難」との昨年の回答だが、将来の常駐体制を視野に入れた、当面の配置人員増、駐在日増に関する数値目標を設定すること。

<要請の根拠>

埼玉県の中学校では、スクールカウンセラーが1校あたり最低でも2週間に1日は配置するよう前進してきたが、いじめ・不登校・虐待・自殺などの問題が発覚した場合、教職員との相談だけでなく、早期段階でスクールカウンセラーやソーシャルワーカー、さわやか相談員等が連携して、保護者を含む当事者の精神的負担を軽くする相談体制を充実させる必要がある。

また、「スクールカウンセラーの常駐体制の早期実現は困難」との昨年の回答だが、東京都では常駐体制が確立され、生徒の問題行動が減少していることから、埼玉県としても毎年、少しずつでも配置人員増、駐在日増が望まれる。

3. 子育て支援や、待機児童をなくすためにも、幼稚園や保育園の拡充、一時預かりの拡充、学童保育の充実などの予算を確保すること。

<要請の根拠>

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月にスタートしたが、消費税率の引き上げによる、増収分の活用が前提となっており、政府の引上げ延期により安定的な財源が当面なくなってしまった。埼玉県としても多くの予算を投じて対策を実施しているが、待機児童数は平成26年までに900人程度まで減少したものの、平成27年に増加しこの2年間は1,000人台となっている。

県が進めるウーマノミクスプロジェクト推進の観点からも、子育て支援の予算拡充は必要である。

4. 市町村が公表している待機児童数に加えて、待機児童数に算入されていない「何らかの保育サービスを必要とする待機児童(潜在的待機児童)数」と、その理由を把握し、すべての子どもが希望する保育所に入所できるための施策を講ずること。

<要請の根拠>

2015年4月時点で、「希望する認可保育施設に入れなかったが、他の施設に入ることができる」ことや、「認可保育所に入所できず認可外保育所を利用している」等の理由で、待機児童数に算入していない潜在的待機児童の数が全国で4万9千人に上ることがわかっている。この数は待機児童数の倍以上である。また別の調査(生命保険会社調査)では、未就学児を持つ母親の81.6%が何かしらの就業を希望している。以上のことから、埼玉県でも市町村ごとに何らかの保育サービスを必要としている児童数、その理由を把握し、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所に入所でき、よりよい保育環境を確保するための施策をおこなう必要がある。